

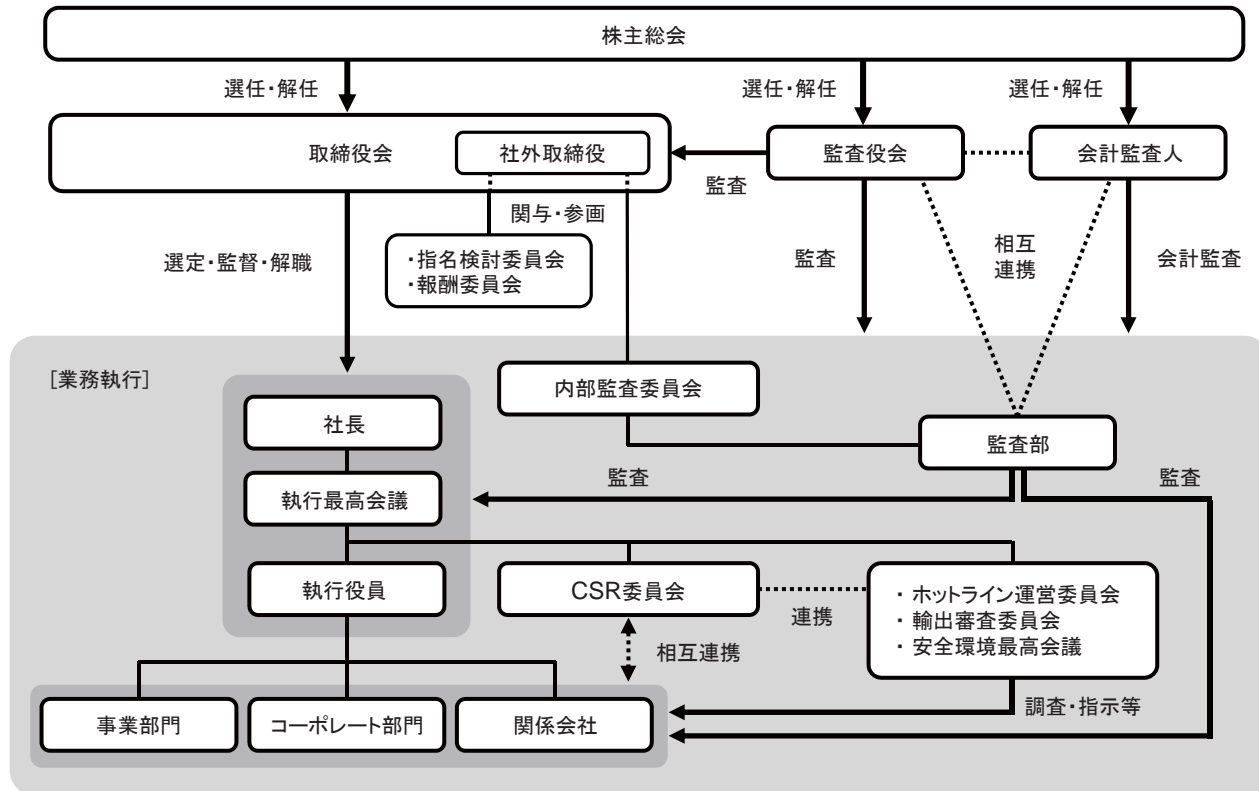
私たちの価値創造を支える基盤

三井金属グループでは、コーポレート・ガバナンスとは、株主、お客様、従業員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行なうための仕組みであるとの認識のもと、経営理念を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じていくことであり、経営上の最も重要な課題のひとつとみなしています。コーポレート・ガバナンスは、私たち三井金属グループの長期的価値創造を支える根幹です。

コーポレート・ガバナンス体制

三井金属の取締役会は、業務執行取締役と社外取締役で構成され、他の取締役の業務執行につき、適切かつ的確に監督しています。また、社内外の監査役も参画し、取締役会の意思決定プロセスと取締役の職務の執行を監査しています。

[三井金属 コーポレート・ガバナンス図]



取締役と取締役会

取締役は、業務の執行を監督しています。重要案件については、事前に情報が共有され、取締役会にて審議しています。意思決定の迅速化と監督機能強化のため一定の事項については、執行側に決定を委任し、その職務執行状況について取締役会でモニタリングする仕組みをとっています。経営責任の明確化や、株主の信任の機会の増加によるコーポレートガバナンスの強化のため、2019年6月27日の株主総会にて、定款上の取締役の任期を2年から1年に変更しました。

執行役員

代表取締役社長は、三井金属グループの最高経営責任を担うとともに、業務執行における最高業務執行責任を担っています。代表取締役および業務執行取締役は、三井金属の上級の執行役員を兼務しています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社ウェブサイトで公開しています。
<https://www.mitsui-kinzoku.co.jp/wp-content/uploads/cgguideline.pdf>

監査役と会計監査人

監査役は、監査役会で決定した監査計画に従い、取締役の職務の執行等を監査しています。また、監査役は会計監査人から会計監査計画や監査結果の報告を受けるほか、定期的な意見交換を行ない、緊密に連携を図っています。

内部監査委員会と監査部

三井金属では、内部統制機能の強化のため、社外取締役を委員長とする取締役会直轄の内部監査委員会を組織するとともに、監査部による内部監査を実施しています。監査部には、専門知識を備えた人員を配置し、三井金属グループの法令遵守状況、内部統制システムの運用状況を監査しています。

内部監査委員会では、内部監査の結果の評価ならびに指摘事項の是正状況を確認します。

各機関の構成

機関ごとの構成は次のとおりです。(2019年6月末現在 女性取締役の数:0名 女性監査役の数:1名)

氏名	役職名	取締役会	監査役会	指名検討委員会	報酬委員会	執行最高会議	内部監査委員会
西田 計治	代表取締役社長	◎ (94%)		○	○	◎	
納 武士	代表取締役常務取締役	○ (100%)				○	○
久岡 一史	取締役	○ (100%)				○	
大島 敬	取締役	○ (100%)		○	○	○	
松永 守央	社外取締役	○ (100%)		○	◎		○
三浦 正晴	社外取締役	○ (100%)*1		◎	○		◎
吉田 亮	常勤監査役		○ (100%)				
門脇 隆	常勤監査役		◎ (100%)				
石田 徹	社外監査役		○ (80%)				
武川 恵子	社外監査役		○ (-%)*2				

◎=議長または委員長、○=委員

()=2018年度の出席率 *1 監査役としての出席率 *2 新任のため記載ありません

※ 監査役は取締役会に出席しています。

※ 指名検討委員会と報酬委員会には、社外監査役はアドバイザーとして出席しています。

※ 内部監査委員会には、監査部長も構成員となっており、社内外の監査役がオブザーバーとして出席しています。

社外役員の選任

当社からの独立性の確保はもとより、多様なステークホルダーの視点を経営の監督・監査に取り入れることに留意しています。

氏名	役員区分	選任理由
松永 守央	社外取締役	工学における専門知識と大学教授および国立大学法人の学長としての組織運用の経験を、当社グループの経営監督に活かすことが期待されるため。
三浦 正晴	社外取締役	検事および弁護士としての法曹界における豊富な知識・経験を、当社グループの経営監督に活かすことが期待されるため。
石田 徹	社外監査役	経済産業省産業技術環境局長や資源エネルギー庁長官を歴任し、日本商工会議所・東京商工会議所の専務理事を務めるなど商工業における豊富な知識・経験を当社グループの監査に活かすことが期待されるため。
武川 恵子	社外監査役	内閣府大臣官房政府広報室長や男女共同参画局長を歴任し、女性活躍推進など政策の立案・実行に携わった豊富な知識・経験を当社グループの監査に活かすことが期待されるため。

(2019年6月末現在)



三浦 正晴 社外取締役
久岡 一史 取締役
西田 計治 代表取締役社長
納 武士 代表取締役常務取締役
大島 敬 取締役
松永 守央 社外取締役



吉田 亮 常勤監査役



門脇 隆 常勤監査役



石田 徹 社外監査役



武川 恵子 社外監査役

* 取締役および監査役の略歴を、64-65ページに掲載しています。

取締役および監査役の選任方針

三井金属は、任意の機関として指名検討委員会を設置しています。指名検討委員会では、取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行なうにあたり、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせるものを候補者としています。

取締役および監査役の報酬の決定方針および構成

(1) 報酬の決定方針

報酬委員会は、株主総会で決議された範囲内において、取締役会決議により一任を得た、取締役の報酬額決定基準の制定・改廃ならびに各取締役の基礎報酬額および業績報酬額の審議・決定を行なっています。監査役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議において決定しています。

(2) 報酬の構成

三井金属の役員報酬は、基礎報酬と業績報酬で構成されています。基礎報酬は、会社業績、世間水準などを総合的に勘案した上で社長の基礎報酬額を設定し、これを基準に各取締役の基礎報酬を役位毎の比率を目安に算出しています。

業績報酬は、連結経常利益を指標として算出し、加えて、事業部門担当取締役については担当部門の業績に応じた加減算を実施しています。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査役には、業績報酬はありません。

取締役(社外取締役を除く)の報酬の支給割合は、制度設計上、基礎報酬60%・業績報酬40%としておりますが、会社業績に応じ業績報酬が変動します。

取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員 の人数(人)
		基礎報酬	業績連動報酬	
取締役(社外取締役を除く)	174	153	21	4
監査役(社外監査役を除く)	51	51	—	3
社外役員	57	57	—	5

注1. 取締役会の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において月額60百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない)と決議されています。

注2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において月額15百万円以内と決議されています。

注3. 上記1および2の決議時における取締役の員数は11名、監査役の員数は4名です。

注4. 2014年4月22日開催の取締役会において、取締役賞与制度を廃止し、取締役報酬は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において既に承認されている報酬限度額の範囲内で、一定の基礎報酬に加えて業績に連動した業績報酬を加算して算定する(ただし、社外取締役は基礎報酬のみとし、業績報酬の加算は行なわない)ことを決定しました。なお、取締役報酬額は、社外取締役を委員長とする、社長、人事担当取締役、アドバイザーの社外監査役等からなる報酬委員会にて決定しています。

内部統制システムの整備の状況

法令や規則を遵守し企業倫理に則った、三井金属グループの業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会における決定内容の概要を当社ウェブサイトにて開示しています。

<https://www.mitsui-kinzoku.co.jp/toushi/management/governance/>

取締役会の実効性評価

取締役会の実効性について、第三者機関による取締役および監査役へのヒアリングならびにその分析を実施しています。2018年度は前回指摘を受けた課題への対応に加え、2018年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂後の対応について評価を行ないました。取締役会において、報酬委員会の議論の透明化が図られた点、取締役会の運営方法の改善など、取締役会での議論の活性化に資する施策が評価されました。一方で、最高経営責任者後継者育成計画の適切な構築および監督に関する検討や、女性役員の不在の点は継続課題と評価され、また、政策保有株式の具体的な議決権行使基準の改善の必要性等、新たな課題も指摘されました。評価内容を取締役会で共有しました。課題について十分な検討を行ない、引き続き取締役会の機能強化に取り組んでいきます。